小作爭議調査表

No. 120

（月報番號第九五號）

（昭和九年十一月分）

項目	内容
場所	築上郡横武村大字山内
關係人員	地主 大家トモ 小作人 山口善子
地主關係團体	ナシ
小作人關係團体	日農豐前聯合会
關係地種類面積	田九反三畝十六歩
發生	昭和九年三月一一日
終熄	昭和〃年一一月二〇日
要求事項	土地返還要求
原因	小作人は昭和六、七年分滞納せる為、調停申請、其の結果五ヶ年々賦とし違背の場合は即時土地返還する事に解決せしも昭和八年度分は八俵半を未納し居る為再三督促せしも應ぜざる為土地返還を要求せしに因る。

經過

三月十七日土地返還の訴訟並に残小作料即納の訴訟を提起せり。

三月二十三日、四月十七日二回公判あり、五月七日地主勝訴したるも、小作人は控訴せり。

六月二十五日、第一回控訴公判あり引続き審理中の処、小作人が植付準備を為しつゝありたる為、六月二十四日爭因全部立入禁止の仮処分をせり。

小作人は組合稲富主事の指導の下に右仮処分取消申請の為三百五十八円九十銭を供託し、六月三十日手續を完了し植付準備に着手せり。

九月廿八日第四回公判に於て小作人は敗訴を予想し組合本部と協議の上調停を申請せる為公判延期となる。

十月六日村役場にて第一回調停委員会を開催、小作人は未納小作料年賦に就ては言及せず単に昭和八年度不足八俵を一俵半に減額を主張し、地主は八俵半完納と土地返還を要求、若し継續せむとせば全部を完納して証人を立て小作契約書にて継續契約を締結することを主張し譲歩せず。

十一月廿日第二回を開催、組合稲富主事等斡旋し漸く左の條件にて解決す。

結果

一反歩小作料二斗三升八合（玄米）にて本年十二月末迄地主宅にて支拂ふこと

備考

財團法人協調會福岡出張所